

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	小林 万里子
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
論 文 題 目			
現代日本における道德教育の理論と実践に関する教育学的研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	坂 越 正 樹	
審査委員	教 授	深 澤 広 明	
審査委員	教 授	丸 山 恭 司	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、1950年代半ば以降の日本における道德教育政策を背景として展開されてきた「道德の時間」や学校教育全体を通じておこなう道德教育の指導論を整理し、その成果や到達点を見定めることで、主に小・中学校における道德教育の現状と課題を捉えるとともに、学校における道德教育について包括的に扱う研究領域「道德教育実践学」の構想を通して今後の道德教育に関わる研究の展望を得ることにある。</p> <p>序章において、本研究の目的と方法、先行研究に対する本研究の意義が提示されている。戦後の日本で道德教育は世論をも巻き込んだ論議を引き起こし、近年の「教科化」をめぐる議論にまで至っている。しかし、その多くは学校での道德指導を具体的にどうするか（How To）の議論に集中し、問題をメタレベルで批判し、意味づけ、根拠づけようとする研究関心や新しい研究課題を提供しようとする発想が認められない。本研究のねらいは、学校での道德教育を支え、時に批判する教育学的研究を確立すること、倫理学や心理学の応用分野としての道德教育ではなく、教育学の一分野として道德教育を論じる必要性を確認して、その研究枠組みを構築することにある、とされる。</p> <p>第1章では、「道德の時間」を中心に戦後日本の道德教育政策の展開が整理、確認されている。戦前修身科への批判に始まり、全面主義道德教育、さらに特設「道德の時間」から心情主義道德、教科化へと至る流れが、必ずしも教育的な関心からではなく社会政治的な関心、いじめに代表される学校教育問題や教育再生実行会議等の提言から大きな影響を受けていたことが明らかにされている。</p> <p>第2章では、「道德の時間」の指導論を分析し、道德授業論が多様化してきた経緯を解明している。文部省が『道德の指導資料』を配布したことにより、読み物資料を用いた指導が広まり、これが道德授業の基本型となった。それに対抗するモラルジレンマ授業等の多様な試みは存在するが、それらを比較分析するような議論はほとんど見られず、いずれにしても基本型の補完にとどまっている。その要因として、道德授業は学習指導要領に示された内容項目に基づくことが前提とされ、内容それ自体を捉えなおそうとする関心が存在しなかったことが指摘されている。</p> <p>第3章では、教育活動全体を通じた道德の指導論から現代的な教育課題と道德学習の間</p>			

題を考察している。近年、環境教育、主権者教育、消費者教育など教科・領域横断的な学習を必要とする教育課題が増加しており、これらを道德教育の一環として意味づけて学習を推進するカリキュラムマネジメントが求められている。この課題に応える理論を構築することも全教育活動に関わる「道德教育実践学」の役割であるとされる。

第4章では、前章までで明らかにした道德教育の理論と実践を批判的に検討している。道德教育が参照すべき取組みとしてシティズンシップ教育を考察し、そこでの学習成果が個々の子どもの資質・能力のレベルにとどまり、将来的な社会参加につながっていないという問題が、道德教育にもあてはまることを明らかにした。教科横断的な学習に関しては、そこでの各教科の位置づけのあり方から、全面主義道德と道德の時間、教科道德の指導をどのように機能分化させるのが課題となることを指摘している。

第5章では、「道德教育実践学」の意義と研究課題が提示されている。道德教育の内容に関しては、これまで自明視されてきた慣習的道德が現代社会においても妥当であるか、根本的に見直すことが求められる。加えて、今後の社会の変化を見通して慣習的道德を批判的に捉えなおす道德的思考力の育成が取組むべき課題となる。そのことは、小学校から高等学校までの指導の段階的重点変化とそれに応じた指導方法の開発をまた必要とする。さらに、教科化に伴い道德科の授業論の蓄積、教材の開発研究も喫緊の課題として、「道德教育実践学」が取組むべき研究課題としてあげられる。

終章では、これまでの道德教育論議を踏まえ、「道德教育実践学」の可能性が示されている。「道德教育実践学」には、道德科の学習指導、全教育活動を通じた道德教育、人間形成ないし市民形成といった複層的な課題について、理論と実践を往還しながら追究する研究領域の構築が必要である。そこでの往還は次のような回路において可能となる。(1)実践と[実践を構想し展開する理論]とを循環する回路、つまり実践を踏まえて実践を方向づける往還。(2)[実践を構想し展開する理論]を基点とし、[実践と理論を基礎づける理論]を経て[実践を構想し展開する理論]に戻る回路、つまり哲学、倫理学、心理学と道德教育理論を結ぶ往還。(3)[実践を構想し展開する理論]と[実践と理論を(批判的に)検討する理論]とを結ぶ回路、道德教育の理論とそれを批判的に検討し歴史的・理論的背景を教育学的に研究する理論との往還。(4)[実践と理論を(批判的に)検討する理論]研究に、[実践と理論を基礎づける理論]を参照する回路、つまり慣習的道德の問い直しに哲学、倫理学等の知見を活用する往還、である。

以上、本論文の意義は次の点に認められ、その成果は高く評価される。(1)戦後から今日までの道德教育論議を整理分析したのみならず、そこではメタ理論的、教育学研究的視点が欠落していたこと、論議の組み立てに起因する限界性があることを明らかにした。(2)これまでの道德教育論の問題を克服する方途として、「道德教育実践学」を構想し、そこでの研究課題、論点を提示した。それは、How Toに傾きがちなこれまでの道德教育論議からは導かれえず本研究を通して初めて抽出されたものである。(3)「道德教育実践学」が構築する理論と実践の往還関係は、これからの道德教育研究と「特別の教科道德」授業実践の双方にとって、重要な方向性と可能性を示すものとなっている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成31年1月9日